

警報等発令時の対応

自らの身の安全を守ることを第一に考え、行動する。

1 暴風警報への対応

- (1) 午後2時の時点で、「静岡県西部地区遠州南」において暴風警報が発令されている場合は、休校とする。
- (2) 午後2時以後に静岡県西部地区遠州南において暴風警報が発令された場合、休校とする。ただし、在校中は、教員の指示に従うこと。
- (3) 暴風警報が解除されていない**居住地**の生徒は、出席停止とする。

※ なお、台風接近が予測できる場合、前日に給食を中止にすることがある。

2 特別警報への対応

- (1) 午後2時の時点で、「浜松市南部」において特別警報が発令されている場合は、休校とする。
- (2) 午後2時以後に浜松市南部において特別警報が発令された場合、休校とする。ただし、在校中は、教員の指示に従うこと。
- (3) 特別警報が解除されていない居住地の生徒は、出席停止とする。

※ 「特別警報」が発表されたら、地元市町村の避難情報に従うなど、ただちに適切な行動をとること。

3 その他

- (1) 休校となる場合には、浜松北高校定時制ホームページにその旨を掲示するの
で、必要に応じて閲覧する。
- (2) 「きずなネット」に登録してあるアドレスには、休校となる旨をメールにて
発信する。
- (3) 本人、家族、家屋等の被害があれば学校に連絡する。

出席等のきまり

1 日課表

時限	平常日課	短縮日課	試験日課
給 食	17:00～17:40		
S H R	17:40～17:50		
1 限	17:50～18:35	17:50～18:20	18:00～18:45
2 限	18:40～19:25	18:25～18:55	18:55～19:40
3 限	17:30～20:15	19:00～19:30	19:50～20:35
4 限	20:20～21:05	19:35～20:05	
放課後	21:05～21:20	20:05～21:05	20:35～20:55
戸 締 り	21:25	21:15	21:00

- (1) 戸締り時間までには、校舎外に出る。
- (2) 戸締り時間を過ぎて活動する場合（部活動等）、必ず担当の先生の指示・指導のもとで行う。

2 出席・欠席・遅刻・早退

- (1) S H R及び授業のいずれかへの参加を認めた場合は「出席」とする。
- (2) S H R及びすべての授業において参加を認めなかった場合は「欠席」とする。
ただし、その理由が出席停止・忌引及び公欠等によるものを除く。
- (3) S H Rの初めに定められた席にいなかった場合は、「遅刻」とする。
「遅刻」をした場合は、必ず職員室に申し出てから教室に行くこと。
- (4) 4限終了時に定められた席にいなかった場合は、「早退」とする。
「早退」する場合は、必ず職員室に申し出てから「早退」すること。

3 年間の出席日数

当該学年において、定められた日数を超えて欠席した場合には、その学年の修了を認めない。

修業年限三年の課程（三修制）について

本校定時制の課程は、基本的には卒業まで四年間通うことになる。

ただし、出席状況が良好で、学習及び学校生活全体への取組が優秀な生徒に対して、特別に、併修（他の学校での学習）による単位を認定して、三年間での卒業（三修制）を認めている。

1 併修について

静岡中央高等学校の通信制課程において学習する。中央高校の学習のきまり、校則等を順守して学習に取り組むこと。

2 学習の進め方

①レポート作成 ②スクーリングへの出席 ③テスト

の3つの課題がある。

科目ごとにそれぞれの規定回数が決まっているので、計画的に学習に取り組まなければならない。

スクーリングやテストは、静岡中央高等学校西部キャンパス（右図参照）において、木曜日と日曜日に実施される。



3 費用等

静岡中央高等学校への入学金、授業料はかからないが、教科書やレポート、教材費等、1年間で1万円程度が必要となる。

※ 本校における校納金が納入されていない場合は三修制への登録はできない。

4 登録条件

- (1) 本校における校納金が、計画とおり納入されている。
- (2) 欠席・遅刻・早退が少なく、学校生活への取り組みが良好である。
- (3) 真剣に授業に取り組み、成績良好である。
- (4) 提出物等の期限を守り、正しく提出できている。

5 その他

詳細については、2学期半ばに説明会を行う。

学校生活のきまり

1 頭髪・服装・身なり・持ち物

- (1) 高校生らしい服装・頭髪・身なりとし、清潔を保つ。他校の制服を着てこない。
校舎内では、帽子、マフラー、ネックウォーマー等は外す。
- (2) 校舎内では定められたスリッパを履き、体育館においては、体育館シューズを履く。下足で校舎内に立ち入らない。
- (3) 式典には、スーツ、ジャケット等を着用する。
ただし、夏季は襟のあるシャツのみでよい。
- (4) 授業・部活動等に必要ないものは携行しない。化粧品、ゲーム機、雑誌類、菓子、ガム等は持ち込みを禁止する。
- (5) 被服、携行品、学用品にはすべて記名する。管理は各自が責任を持つ。
- (6) 必要以上の金銭を持参しない。貴重品はロッカーに入れて鍵をかけるか、担任等に預ける。
- (7) 授業中は、携帯電話を使用しない。電源を切るか、マナーモードにする。

2 あいさつ・礼儀

- (1) 先生、学校来訪者には礼儀正しく接し、明るくはっきりとした挨拶をする。生徒相互においても、積極的に挨拶をする。
- (2) 正しい言葉遣いをする。特に職員室においては、敬語の使用を心掛ける。
- (3) 男女間においては、特にお互いの立場を理解し、節度ある生活をする。

3 校内生活

- (1) 登校後、所在不明になるような行為は絶対にしない。許可なく校外に出ない。
- (2) 必要がない場所におやみに立ち入らない。ベランダ・屋上に出ない。
- (3) 食堂では清潔さを保ち、使用時間を守る。騒いだり、走ったりしない。
- (4) 教室は、全日制との共用であることを理解し、丁寧に使用する。ゴミは分別して、定められた場所に捨てる。
- (5) 特別な時または許可された者以外はエレベータを使用しない。
- (6) 最後に教室を出るものは、戸締り、消灯、エアコン停止を確認する。

4 授業

- (1) 無断で中抜けをしない。
- (2) 授業中は、飲食をしない。
- (3) 周囲に迷惑を及ぼすような行為をしない。真面目に授業に取り組む。

5 部活動

- (1) 部活動登録は、1部活動までとする。
- (2) 部活動を通して、望ましい人間関係のあり方を学ぶとともに、心身の成長につなげる。
- (3) 活動時間は、原則授業終了後から午後9時40分までとする。それ以外の活動については、部活動顧問の指示に従う。
- (4) 登録費、大会参加費、交通費等については、部活動顧問の指示に従う。
- (5) 素行不良、非行、著しい成績不振などがあった時は、活動禁止、対外試合参加禁止とする。

6 危険・トラブル防止

- (1) 先生の許可なく校内で火気、電気を使用しない。
- (2) 校舎内に設置してあるスイッチ、消火器等みだりに手を触れない。破損した場合は必ず申し出る。
- (3) 拾得物や紛失、盗難があったときは、すみやかに先生に届け出る。
- (4) 生徒相互の金銭の貸借、他人の所有物の無断使用はしない。
- (5) けんか、暴力行為、恐喝等、安全を脅かす行為は絶対しない。
- (6) 災害、危害が発生したときは、すみやかに先生に連絡する。
- (7) 無断で校内にポスター等を掲示したり、集会を催したりしない。

7 日課外登校

- (1) 午後5時以前に登校した場合は、先生に申し出て指示を受ける。
- (2) 学校休業日（家庭学習日を含む）は原則として校舎に立入ることはできない。
ただし、監督の先生の指示がある場合はこの限りではない。

交通安全について

登下校に限らず、常に交通ルールを遵守し、事故のないように気をつける。特に一旦停止、左右の確認等を怠らない。

1 電車・バス利用時

- (1) 駅構内及び車内では他人の迷惑になるような言動は慎む。大声で騒ぐ、携帯電話を使用する、ごみを捨てる等の迷惑行為を絶対にしない。バッグは、周囲の邪魔にならないよう管理する。
- (2) 乗車券・定期券等の不正使用は絶対にしない。

2 自転車使用時

- (1) 学校まで自転車での通学を希望する者は、自転車通学許可願を提出する。
- (2) 安全な自転車を使用する。毎年、自転車専門店等で点検・整備を受ける。
- (3) 自転車保険に加入する。
- (4) 通学用自転車は、指定された場所に駐輪する。駐輪時は、必ず施錠する。
- (5) 雨天時は、カッパを着用する。傘差し運転はしない。
- (6) 交通違反、事故があったときは、ただちに担任の先生に報告する。

3 運転免許取得

- (1) 自動車学校通学、取得試験等のために学校を欠席しない。
- (2) 免許を取得したら、運転免許証取得届を提出する。
- (3) 交通違反、事故があったときは、ただちに担任の先生に報告すること。

4 車両通学

- (1) 通学を許可するのは、原動機付自転車、小型自動二輪車、普通自動車とする。
- (2) 原動機付自転車及び小型二輪車による登校許可は、第2学年2学期以降、普通乗用車による登校許可は第4学年以降を原則とする。ただし、該当免許取得後3カ月以上経過していることと校納金の滞納の無いことを許可の条件とする。
- (3) 車両通学を希望する者は、車両通学許可願いに、免許証・車検証・自賠責保険証・任意保険証の写しを添えて提出し、許可を得る。

※ 許可が出るまで通学するのは厳禁。

- (4) 改造車を含め、違反車両は許可しない。
- (5) 校内では、最徐行で運転し、決して事故を起こさない。
- (6) 車両登校許可証を携帯し、指定された場所に駐車する。
- (7) 安易に他人を同乗させない。
- (8) 学校生活への取り組みが良好でないものは、許可しない。
- (9) 生活状況、運転状況が良好でない場合は、許可を取り消す。